

デジタルユーロの法制化の動向

ユーロ圏ではデジタルユーロ（CBDC）と現金を併存させる考え方の下で、法制整備が進む。両者の強制通用力を強化し、アクセス権を確保することで、通貨「ユーロ」の3つの機能（交換、価値尺度、価値保蔵）を強化し、金融主権の維持や、民間マネーへの依存を抑制しようとしている。

デジタルユーロの検討状況

先進国・地域の中で、一般利用型の中央銀行デジタル通貨（CBDC）の導入に向けた議論が最も進んでいるのはデジタルユーロ（以下、DE）だ。DEは、ユーロ圏の法定通貨としてのCBDCだが、ユーロ圏外のEU加盟国にも条件付きでのアクセスが認められる設計となっており、その流通や利用はEUの内部市場に関する規則で定められる。2026年5月にも欧州委員会、EU理事会、欧州議会の三者による議論（トリローク）が正式に開始され、法的拘束力を有する最終的な規則案の策定に入る。その後、最終規則案がEU理事会と欧州議会によって採択されれば、欧州中央銀行（ECB）はパイロットを実施後、最短で2029年にDEを発行する見込みだ。

現在審議されている規則案は、Single Currency Packageとよばれ、3つの規制案から成る。1つ目がユーロ紙幣・硬貨の法定通貨の地位を強化する規則案¹⁾、2つ目がDEに関する制度設計に関する枠組み²⁾、3つ目がユーロ圏外のEU加盟国に対するDEへのアクセスルール³⁾だ。本稿では、DEの導入法制化と同時に、現金の地位強化に関する議論が進む背景について考察する。

現金とデジタルユーロの強制通用力の強化を図る

ECBやEU立法当局は、DE発行の意義の一つに、EU域内の決済インフラを含むお金の流れを支配する金融主権の確立を挙げている⁴⁾。欧州ではキャッシュレス決済が非EU企業に依存しており、安全保障上の懸念や、域内企業の収益機会逸失といった課題があるからだ。

この金融主権の確立のため、規則案では法定通貨（現金とDE双方）の強制通用力の強化が盛り込まれている。

欧州委員会は、法定通貨（legal tender）を「原則として支払手段としての強制受け入れ・額面通りの受け入れ・弁済効を有するもの」と定め、債権者は現金で支払われた支払いを受け入れる義務があり、それによって債務者は支払い義務から免除される。もっとも、現状こうした扱いは「原則」にとどまっており、双方の契約や債権者の拒否によって現金以外での受け入れを債務者に求めることができるなど、例外も広く認められている。

一方、規制案では「決済における現金の強制通用力」を拘束力のある法として制定し、DEにも法的に現金と同等の地位を与え、債権者に受入義務を課す方針だ。これにより、限定された例外⁵⁾を除き、ユーロ圏では債権者は現金、DEの受け取りを拒否できなくなる見込みだ。

現金とデジタルユーロへのアクセスの確保も法制化

規則案には、現金とDE双方へのアクセス権強化も盛り込まれる見込みだ。現金には「誰でも入手できる権利」、DEには「誰でも使える権利」が規定されることになる。

まず、ユーロ圏内各国には、自国内のATM等現金アクセスポイントの地理的分布や社会的弱者を含むニーズを監視し、不足があれば現金サービスを提供する信用機関や決済サービスプロバイダーを指名することなどが義務付けられる見込みだ。

また、DEについては、サービスを提供する仲介機関（PSP、銀行などのcredit institutionsや決済事業者などのpayment institutions等）に対しDE用の口座開設、保有、支払いに関する基本機能を無償で提供する

NOTE

- 1) Proposal for a Regulation of the European Parliament and of the Council on the legal tender of euro banknotes and coins
- 2) Proposal for a Regulation of the European Parliament and of the Council on the establishment of the digital euro
- 3) Proposal for a Regulation of the European Parliament and of the Council on the provision of digital euro services by payment services providers incorporated in Member States whose currency is not the euro and amending Regulation (EU) 2021/1230 of the European Parliament and the Council
- 4) このほか、ECBのCipollone理事の講演などでは、EU固有の課題である国ごとに分断されたリテール決済網の統一や、金融・デジタル包摂、域内の店舗・銀行等の競争力強化なども挙げられている。
- 5) 欧州委員会の規制案では、事前に双方が合意した場合のほか、DEでは、零細企業や非営利団体、個人間の決済、現金では、お釣りの不足や不当な額面での支払い、セキュリティリスクが高い場合を例外として規定。
- 6) 通貨の「価値保蔵」には、インフレの安定、政府・中央銀行への信任などの諸条件も必要である。

ことや、端末製造者（プラットフォーム）に対しPSPにDEのサービス提供に必要な機能へのアクセスを求めることを規定する方針だ。後者の規定により、非EU企業のプラットフォームはDEを提供するPSPを排除できなくなる。また、いかなる状況でも誰でもDEで決済できるという意味では、ユーロシステムにはオフライン機能の提供が義務付けられる見込みであり、PSPがその実装義務を担う見込みだ。

現金とCBDCを補完させることの狙い

このように、ユーロ圏では現金とCBDCの社会における役割を強化させつつ併存させる考え方で法整備が進みつつあるが、あらためて、なぜデジタル社会で現金の地位を強化する必要があるのか考えてみたい。

まず、利用者にとっては、PSPや当局からのプライバシーが確保できる通貨を残すという点が大きいだろう。また、当局にとっては、自然災害時や通信障害時でも途切れない決済システムのバックアップという意義がある。

次に最も重要なポイントとして、現金とCBDCが併存することが通貨の3機能を強化することにつながるということである。すなわち、通貨の「交換」=支払いのための道具、「価値保蔵」=お金を貯めるための手段、「価値尺度」=値段を測るものさしの機能のうち、CBDCには直接的には現金の「交換」機能を強化することが期待されている。ここを出発点として、デジタル世界を含めてどこでも使える通貨としてより信頼され、より多くの人に利用されれば、結果として、皆がその通貨の単位で価格を表示するようになり、統一された「価値尺度」としての機能が盤石になる。また、どこでも使えるという

利便性と信認の高まりは、人々が当該通貨を安心して保有し続けることを可能にし、「価値保蔵」手段としての魅力を高める方向に作用する⁶⁾。

当たり前のように思われるかもしれないが、この通貨としての原則の確認はユーロ圏にとって重要な意味をもつ。いま、欧州では、前述したようにキャッシュレス決済が非EU企業に依存していることや、ドル建てステーブルコインへの依存拡大リスクが懸念されている。ユーロの3機能を強化し、日常的に不便なく利用できる環境を整備することがユーロの存続の肝になるのである。

デジタルユーロの議論から日本への示唆

日本では、依然として決済における現金の役割は大きい。例えば「現金お断り」の店舗では契約自由の原則が強制通用力より優先され、現金では決済できない例がみられる。また、現金へのアクセスでも、金融機関の地方支店網やATMの縮小によって、利便性が損なわれているケースもある。さらに、将来的に、外国資本や民間決済システムへの依存が拡大していく状況も想定しうる。

欧州での議論を踏まえると、現金でカバーできない領域をCBDCで補完しつつ、法定通貨の強制通用力やアクセス権について改めて確認していくことが、「使われる円」への信認を維持するプロセスとして必要になると考える。

Writer's Profile



石川 純子 Junko Ishikawa

金融イノベーション研究部
エキスパートリサーチャー
専門はマクロ経済分析、中央銀行の政策
focus@nri.co.jp